

平成24年度（2012年度）留守家庭児童会夏休み等入会児童募集要項

京田辺市教育委員会 社会教育・スポーツ推進課

1 入会対象者

京田辺市立小学校に通学する第1学年から第4学年で、夏休み及び前後の給食が実施されない期間中、保護者の就労（週4日以上、1日4時間以上の勤務を原則）等により、家庭において児童を保護育成する者がいない家庭の児童を対象とします。

注）今年度は、大住及び松井ヶ丘留守家庭児童会の2ヶ所において、対象児童を6学年まで拡大して受入れることを試行的に実施します。

2 開設期間及び時間

1学年～4学年 平成24年（2012年） 7月18日（水）～9月 3日（月）

5・6学年 平成24年（2012年） 7月21日（土）～8月29日（水）

夏休み前後の給食が実施されない期間中 放課後～午後6時30分

夏休み中の平日 午前8時00分～午後6時30分

土曜日 午前8時00分～午後5時30分

※ただし、日曜日と8月13日（月）～16日（木）は、閉級とします。

3 入会児童会及び受入人数

児童会は通学小学校区域の留守家庭児童会を原則とし、下記の定員（現在入会している児童を含む）で受付します。ただし、田辺、桃園、三山木留守家庭児童会は、夏休み入会児童の受入れ態勢が整わないため受付しません。上記の3留守家庭児童会及び、通学小学校区域の留守家庭児童会が定員を超える場合は、定員に余裕のある他の留守家庭児童会へ入会していただくことができます。（この場合、受入期間は夏休み期間中7/21～8/29のみとなります。）

また、夏休み入会申込により定員を超えた場合は、低学年から優先として抽選により入会児童会を決定します。

なお、現在在籍している児童は改めて申し込みする必要はありません。

受入人数

留守家庭児童会	定員	留守家庭児童会	定員
田辺東	80名	草内	60名
薪	100名	大住	80名
松井ヶ丘	110名		

※他の児童の保育や児童会の運営に支障がある場合は退会していただくことがあります。

※留守家庭児童会を利用する場合は、保護者の責任において児童の送迎を行っていただきます。

4 申し込み方法

◎ 申込場所 社会教育・スポーツ推進課及び各留守家庭児童会に備え付けの入会申込書等に必要事項を記入して、就労状況証明書等保育をする人がいないことを証明する書類（該当者全員分）、スポーツ安全保険料900円（加入必須、振込手数料込み）を添えて社会教育・スポーツ推進課（市役所3階）へ直接申し込んでください。郵送による申し込みはできません。

◎ 受付期間 6月11日（月）～22日（金） ただし、土・日曜日は除く

◎ 受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

5 負担金（後日納付書を送付します。）

1～4学年 通学小学校区域の児童会 10,360円（入会期間 7/18～9/3）

1～4学年 通学小学校区域以外の児童会 8,400円（入会期間7/21～8/29）

5・6学年児童 8,400円（入会期間7/21～8/29）

6 負担金の減免

下記の表に定める基準により上記負担金の減免を受けることができます。

負担金の減免を受けようとする保護者は、「留守家庭児童会負担金減免申請書」を入会申込書と同時に提出してください。

○負担金額一覧

区分	基準	負担金		申請方法
		通学小学校区域	小学校区域外及び、 5・6学年児童	
1	生活保護法の適用を受ける被保護世帯	0円	0円	減免申請書と、生活保護受給証明書
2	区分1に掲げる世帯を除く前年度分の市町村税が非課税の世帯	1,850円	1,500円	減免申請書と、市町村 民税非課税証明書
3	区分1及び2に掲げる世帯を除く前年度分の所得税が非課税の世帯	5,920円	4,800円	減免申請書と、源泉徴収票（年末調整済分） 又は確定申告書の控えの写し
4	区分1から3までに掲げる世帯を除く前年度分の所得税が5万円未満の世帯	8,140円	6,600円	
5	区分1から4までに掲げる世帯を除く前年度分の所得税が10万円未満の世帯	9,620円	7,800円	
6	上記以外の世帯	10,360円	8,400円	

※2人以上の児童の入会申込みとなる世帯は、減免申請書の提出により、1人分が半額になります。

7 問い合わせ先

京田辺市教育委員会 教育部 社会教育・スポーツ推進課

〒610-0393 京田辺市田辺80番地 （電話）0774-64-1394